

総務企画局

更新日：令和5年5月19日

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

○瀋陽市へのマスクの提供

- ・瀋陽市からの依頼に基づき、本市職員向け備蓄のうち余剰分の8万枚を提供した。(R2/1/31)

○市HPによる広報

- ・イベント中止に関する情報を市HPの緊急情報として表示した。(R2/2/27)

○広報チラシの配布

- ・総務省からの通知に基づき、各局区に対し、手洗いや咳エチケットに関するチラシを各局区の施設で掲示するよう依頼した。(R2/2/7)
- ・併せて、市民活動推進課に対しては町内会への周知を、教育委員会生涯学習推進部に対しては図書館等への掲示を、健康福祉局に対しては高齢者施設等への掲示を依頼した。(R2/2/7)

○Twitterによる広報

- ・シティプロモーション Twitter にて、イベント中止・延期に関する情報、施設の休館等に関する情報、感染予防に関する情報、感染症コールセンターに関する情報及び詐欺被害への注意喚起、市内の感染患者の発生状況等、市民生活に関係する周知・啓発を随時行った。(R5/5/7)

○職員の健康管理について周知依頼

- ・職員の健康管理として、厚生労働省の資料を基に、感染予防や相談・受診の目安について各局等安全衛生担当課へ周知した。(R2/2/19)

○時差勤務等の活用を周知

- ・感染拡大防止の観点から、通勤時の混雑緩和等の対策として、時差勤務制度を前倒しで実施するとともにサテライトオフィスやテレビ会議システムの活用を各局区室に通知した。(R2/2/25)

○指定管理者制度導入施設における対応に関する通知

- ・指定管理者が実施するイベント等の延期又は中止の可否の検討、利用料金に係る今後の対応について、各局区庶務（企画）課を通して指定管理者制度導入施設所管課に通知した。(R2/2/27)

○主要出資法人等のイベントの取扱いに関する通知

- ・本市のイベント自粛に関する通達を参考に、主要出資法人等が主催するイベントについても、延期又は中止の可否を検討できるよう各法人への周知を所管局に通知した。(R2/2/27)

○職員の仕事の取扱いを周知

- ・職員や家族が罹患した場合等の仕事の取扱いについて、各局区室に通知した。(R2/2/28)
- ・海外渡航から帰国した職員の仕事の取扱い等について、各局区室に通知した。(R2/3/30)
※上記通知を廃止 (R3/10/1)
- ・「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」等を踏まえた庁内応援・勤務体制の考え方に関する仕事取扱い等について、各局区室に通知した。(R2/4/15)
※上記通知を廃止 (R2/5/25)
- ・業務継続計画の発動を踏まえた職員の勤務体制について、各局区室に通知した。(R2/4/17)
※上記通知を廃止 (R2/5/25)

○サテライトオフィスの新設及び附属機関等でのテレビ会議の取扱いを周知

- ・中原区役所へのサテライトオフィスの設置及び附属機関・懇談会等にテレビ会議で出席できる条件を各局区室に通知した。(R2/3/2)
- ・新型コロナウイルスに罹患した場合に重症化の懸念等がある職員の在宅勤務の取扱いについて、各局区室に通知した。(R2/4/10)

○職員が罹患した場合等の対応を周知

- ・具体的な事案が生じた場合の対応の参考として各局区室に通知した。(R2/3/10)

○瀋陽市からの防護服の受領

- ・瀋陽市からのプッシュ型支援として、防護服 1,000 着を受領した。(R2/3/11)

○新型コロナウイルス感染症に関する九都県市首脳による緊急テレビ会議の開催

- ・各都県市首脳間による情報交換・意見交換を行うとともに、住民に向け、九都県市による緊急メッセージを発表した。(R2/4/1、4/9)

○喫煙場所における対策について依頼

- ・喫煙場所の取扱いについて、各庁舎の利用実態に応じ、一定期間の閉鎖、利用人数の制限等の適切な措置を講じるよう、各施設管理者に依頼した。(R2/4/17)

○LINE による広報

- ・川崎市 LINE 公式アカウントにて、感染予防に関する情報や学校の休業情報、市長の緊急コメント等、現在まで合計 8 回情報発信を行った。

○市職員が体調不良となった場合の対応等を周知

- ・風邪症状がある場合の対応について、「必ず出勤しないこと、また、職場への復帰については発症日から 8 日間かつ症状消失日から 3 日間を経過してからとすること」をあらためて周知した。

(R2/7/17,R4/3/22) ※上記通知を廃止 (R4/11/18)

- ・業務後の多人数での会食や飲み会を避けること等、職場等における新型コロナウイルス感染防止について通知した。(R2/7/30)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種と接種に伴う副反応が発生した場合に係る職員の服務取扱いについて通知した。(R3/6/2)
- ・市内新規陽性者数が急増していることから、あらためて職員の接触機会の低減の取組を徹底するよう、通知した。(R3/7/29) ※上記通知を廃止 (R4/1/24)
- ・緊急事態宣言解除後における職員の感染防止対策の継続などについて通知した。(R3/10/01)
※上記通知を廃止 (R4/1/24)
- ・濃厚接触者に係る待機期間の取扱い等について通知した。(R4/2/2,R4/7/25)
- ・まん延防止等重点措置の終了に伴う職場での感染拡大防止対策の継続等について通知した。

(R4/3/22) ※上記通知を廃止 (R4/11/18)

- ・風邪症状がある場合の対応について、内容変更を変更し、「必ず出勤しないこと、また、職場への復帰については医療機関等による検査（厚生労働省承認の抗原検査キットによる検査を含む）により陰性を確認し、かつ、風邪症状が消失した場合には出勤可能とすること」を通知した。
(R4/9/15)
- ・With コロナに向けた職場での感染拡大防止対策の継続等について通知した。(R4/11/18)

※上記通知を廃止 (R5/2/24)

- ・本市行政運営方針の改正等に伴うマスク着用の考え方等について通知した。(R5/2/24)

○市民が必要とする情報を市長等が伝える動画の配信

- ・新型コロナウイルス感染状況や市の取組など、市民が必要とする情報を市長や職員が説明する内容を、「YouTube 川崎市チャンネル」へ掲載し市 HP での公開を開始 (R2/4/24)。5 月までほぼ毎日配信し、6 月は 1 本配信した。7 月から配信を再開し、10 月 8 日まで週 1 本程度で配信した。(R2/10/8)
- ・その後も感染状況を見ながら配信を継続し、開始以降、合計 55 本の動画を配信した。

○市政だよりや SNS を活用した広報

- ・陽性者等の状況について、発生以来毎日 Twitter 等での周知を実施したほか、ワクチン接種に関して、市政だより表紙及び 4 -5 面での周知や SNS での周知を実施した。

○「かわさき市政だより」の配布方法の変更

	1日号	21日号	備考
～令和2年4月	町内会・自治会等配布	新聞折込	
令和2年5月～	発行休止	新聞折込	感染拡大防止のため
令和2年9月～	新聞折込	新聞折込	
令和2年12月～	業者ポスティング	新聞折込	
令和3年5月～	ポスティング（一時的な措置）		市政だよりを効果的に発行し、多くの市民に市政情報を伝えるため、1日号に統合し、月1回発行に
令和4年9月～	町内会・自治会等配布と業者ポスティングの併用		

○在籍出向による民間企業人材の受入及び失業者等を対象とした会計年度任用職員の任用

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、雇用の維持が困難となった民間企業の人材を会計年度任用職員として受け入れた。（受入人数 17名）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業者等から雇止めを受けた失業者や経済状況が悪化したひとり親などを対象とした会計年度任用職員の求人を行った。
（任用人数 令和2年度任用開始 22名、令和3年度任用開始 14名）

○「職場における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン・取組事例集」の作成

- ・職場における感染拡大防止対策を実施する際のガイドライン及び各職場での取組みを紹介した事例集を作成し、庁内に周知した。（R2/11/24）

○職場における感染拡大防止に向けた物品の配布

- ・第5波において職員の陽性者が増加したことを踏まえて、飛沫感染防止のため、打合せスペースや休憩室等での使用を想定したパーテーション等を庁内に配布した。（R3/11）

○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、以下の対応を実施した。（R4/1/14）

（1）接触機会低減、職場内感染防止対策など

- ・時差勤務の活用
- ・在宅勤務の活用
- ・局長説明時の人数制限の再徹底
- ・研修、市民向けイベントの中止、又はオンラインへの切替え
- ・会議等を書面実施へ切替え
- ・外部の方との打合せをオンラインへ切替え
- ・バス利用が必要な職場における、混雑時間帯の乗車回避（時間をずらす、徒歩に切替えるなど）

- ・同じ職場の職員同士で昼食をとることを控える。昼食の分散取得（時間、場所）など。
- ・全庁に定期的な換気を促すため、庁内放送を1日1回から4回（午前2回、午後2回）に増やした。
- ・次年度契約に係る入札公告の公示審査が集中し、多くの職員が来課する（と想定される）1月25日、2月10日、同25日の対応について接触機会低減の検討を行い、1月14日に全庁周知。

（2）体調管理

- ・出勤時の体調確認（検温等）の再徹底
- ・風邪症状がある場合、休みを取りやすくするよう職場へ再周知（無理しない。医療機関を受診する。）

（3）勤務体制関係

- ・答弁調整におけるマイクロソフト「teams」の活用
- ・業務の優先順位の確認。テレワーク用PCがなくても在宅で行える業務の検討を実施予定
- ・年度末までの業務を洗い出し、優先順位をつけた。また、部内で応援体制が組めるよう、業務内容等の確認を行った。
- ・係内の業務マニュアルを最新版に更新（出勤できない同僚を別担当がフォローできるよう）
- ・守衛の勤務ローテーション見直し
通常時は業務平準化のため、第2庁舎、第3庁舎と庁舎を跨いだ勤務ローテーションを組んでいたが、庁舎ごとの勤務体制とし、感染リスクを低減させるよう体制を変更した。（R4/1/17～R4/2/10）
- ・運転手のリスク分散
専用車運転手の控室を2室に分けることにより、「全員感染」のリスク分散を図った。（R4/1/17～R4/3/22）

○濃厚接触者となった職員の待機期間短縮に用いる抗原定性検査キットの配布

- ・濃厚接触者となった職員の早期の職場復帰が必要となった場合に備えて、待機期間の短縮に必要な検査を行うための抗原定性検査キットを庁内に配布した。（R4/2/7）